

税務会計および経営コンサルティングに関するサービス約款 (継続役務約款)

**第1条** (目的)

この税務会計および経営コンサルティング約款は継続役務等に関する約款です (以下当約款と云います)。

**第2条** (機能)

当約款は高品質・低価格の税務会計および経営コンサルティングに掛かるお客様と当社グループ (欄外下部の「適用企業」の全てを指します。以下同じ。以下当社 G と云います) のサービス契約に関して、個々の契約の前提として機能します。

**第3条** (適用)

当約款はお客様 (当社 G と契約する者を指します。以下同じ) と、当社 G の契約に適用します。

**第4条** (事前開示)

この約款はインターネット上の当社 G に誰でも閲覧できるように掲載して開示します。

**第5条** (報酬の前払制)

1. お客様の当社 G への委託業務 (委任業務) は全て前払いとする。  
その場合、当社 G は事前に見積り書 (または見積書兼請求書) を出し、お客様の意志による事前支払 (銀行振込) を経た後でのみ、当社 G はその委任業務を受託できるものとします。
2. 返金保証  
返金要求には原則的に応じる。  
※信頼関係に基づき、経営者としての信義則や公序良俗範囲内でお願ひします。

**第6条** (報酬規程)

1. 見積書および請求書

お客様が前条の報酬前払いに際して、当社 G は報酬額の恣意性を排除するため、報酬額をインターネットに掲載している。当社 G は当該見積りおよび請求に際して、その規定に

従って書面（見積書および請求書）を発行しなければなりません。

## 2. インターネット掲載

当社 G は報酬規程をインターネットで掲示し、お客様との契約に際しては、その掲載があることを事前にお知らせしなければなりません。

## 第7条 (行為主体の確認)

1. お客様と当社 G 間の契約は全て、お客様が主体となつてする契約です。

2. 例示として、上記の契約が経理の場合、経理主体はお客様にあることを意味します。たとえお客様が「記帳代行」を当社 G に依頼したとしても、その経理主体はお客様にあります。この場合、記帳代行者たる当社 G は、お客様の記帳作業を代行したに過ぎないと考えます。

3. お客様と当社 G の契約は特段の条項または法理がない限り委任契約とします。

## 第8条 (損害賠償)

### 1. 損害賠償の責め

上記の例の場合に、当社 G に記帳代行上の瑕疵・誤謬があったときは、当社 G が損害賠償の責めに任ずるべきと司法が判断するときは、次の(1)又は(2)のうち多い方の金額に限り、その責めに任じます。

(1)当社 G が税理士会を通して加入する「税理士損害賠償保険」の評価による当社 G の賠償金額。

(2)但し、当社 G が当該事件についてお客様から領収した事業年度に係る報酬を当社 G の支払限度額とする。

### 2. 損害賠償の金額

前条の賠償の責めに掛かる賠償金額は、当該契約に掛かる契約で前受した金額を上限とします。その場合、当該裁判に掛かる費用（弁護士費用を含む）は一切、当社 G は負担しないものとします。

### 3. 所管裁判所

当定款に掛かる係争については、全て東京地方裁判所(東京簡易裁判所)を第1審査の所管裁判所のみで判決で決するものとし、当該お客様も当社 G も、外国の裁判所に紛争を提訴することはできないものとする。

ただし、お客様および当社 G は、その判決の上級裁判所たる東京高等裁判所（東京地方裁

判所)、並びに最高裁判所に控訴(上訴)等ができるものとする。

#### 第9条 (個人情報保護法への対処)

お客様は委任業務に掛かる個人情報保護に関する当社 G の対応は、その業務に掛かる当社 G のホームページの記載によるものとします。

#### 第10条 (特定商取引法への対処)

お客様が当社 G と特定商取引法上の取引をする場合は、その取引にかかる当社 G のホームページ上の特定商取引法の対処規定によるものとします。

#### 第11条 (税務調査)

##### 1. 当社 G の立ち会い

お客様と当社 G (アアクス堂上税理士事務所) の税務顧問契約に掛かる税務調査に関しては、特段の「立ち会い契約」がある場合を除き、当社 G はお客様の調査現場に出張して立ち会いはしない。ただしお客様が個々の税務調査に際して「立ち会い」を有料で希望する場合を除く。

##### 2. 税務調査立会

- (1) お客様が当局から税務調査を受ける場合の報酬は無料(ゼロ円)です。
- (2) ただし税務調査の現場はお客様に立ち会って戴き、税理士は出張せず、電話対応によります。
- (3) 委任状  
税務調査への対応は、有料の「税務調査立会」同様に通常どおり行いますので、お客様は税理士に対する委任状(税務権限証書)に押印するものとします。
- (4) 税務調査後の税務修正  
税務署等による税務調査後の税務申告の調整(修正申告、または更正の請求(減額修正のこと))は、当社 G が行うものとします。
- (5) 税務調査結果の口頭説明  
法律(国税通則法)により税務当局は税務調査の結果を納税者に口頭説明する必要があります。上記修正申告等を承る都合でその説明を受ける窓口は、当社 G としま

す。

については法律により当該窓口になる委任状が要りますので、上記(3)の委任状にその旨を記します。また税務当局は、税務調査において調査結果の説明を聞く窓口確認をします。その際にお客様は「税務調査結果の説明を受けるのは堂上税理士」と答えることとします。

## 第12条 (係争の場合)

1. お客様が当社 G の契約に不服がある場合、当社 G はお客様に対する税理士の忠実義務、注意義務、助言義務、および善管注意義務(判例)に照らし、その合理性に謙虚に耳を傾けなければならない。
2. お客様と当社 G は、民法上の信義則、公序良俗の規定をよく尊重して、紛争の解決に当たらなければならない。
3. 紛争に及ぶ場合の第 1 審の所管裁判所は東京地方裁判所(または東京簡易裁判所)とする。控訴、上告に当たっても、東京地方裁判所、東京高等裁判所、最高裁判所を所管裁判所とするものとする。
4. お客様の係争案件が外国がらみであったとしても、当社 G に掛かるものは上記(第 3 項)の審理で終結するものとする。以上

制定 平成 15 年 1 月 1 日

改訂 平成 29 年 5 月 25 日(文言微調整、改行体裁更新)